

令和6年9月定例会 一般質問 川田 裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「スポーツ公園事業について」

○川田 裕 皆さんおはようございます。無所属の川田でございます。

ただいまから一般質問を行います。

本日の質問につきましては、大項目で3問、スポーツ公園事業について、そして児童相談所との連携の役割について、3番、市議会議員の不当要求等疑義についてを行いたいと思います。

まず、第1問目の質問なんですが、スポーツ公園についてということで、今現在プールの着工も始まりまして、ようやくスポーツ公園らしきものになってきたと。ちょうど私が初当選いたしました平成17年にはスポーツ公園特別委員会っていうものがございまして、いつもその中ではスポーツ公園が今後どのような構想でやっていくかと、また防災についてどのような取扱いをしていくのか等々のいろんな審議がなされておりました。それから約20年近くたってるわけですが、ようやく形として進み始めたというのが今の現状です。そこで、三橋市長は前回の市長選挙においてこの香芝市のまちづくり、これを主な公約として挙げておられたと、これは非常に大切なことございまして非常に共感するものでありますが、いわゆるこういった大型事業的、香芝市で大型事業っていうのは今までほとんどなかったというのが現実であります。市民の方からも香芝に行けば何もないじゃないかと、そういった声も皆さん議員さんはよくお聞かれになっていると思います。そこで、こういった三橋市長の公約の下にまちづくりが進むという中で、このスポーツ公園というのはとても大きな関連性、整合性があるものだ、このように考えております。まずは、1点目、スポーツ公園事業と市長のまちづくりの方針との整合性についてまず確認のほうをさせていただきたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○都市創造部長 三橋市長が掲げる都市計画の規制緩和を行い人口増加を図っていく方針の下、スポーツ公園整備事業の先行整備のプール施設の整備方針はファミリー層を中心に多様な世代が快適に楽しむことができる魅力あふれるプール空間でございます。屋外プールにつきましては、子供連れの家族をコンセプトにして対象を絞り、小さな子供も安心して遊べる施設として整備いたします。この整備につきましても、子育て世帯の移住の促進に寄与するものであるというふうに考えております。スポーツ公園を通じて子供たちが安心して遊ぶことができ、高齢者等が心身の健康維持に取り組むことができ、多様な世代が交流することができる環境を整備することは、子育て世帯を中心に選ばれる町、あらゆる世代が相

互に支え合っていく活気あふれるまちづくりを目指す市長の施政方針と一致しているというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 ありがとうございます。

まず、このスポーツ公園に造られる市民プール、新市民プールって呼んだらいいんですかね、これにつきましては約10年以上、私も、検討会議ですか、の会長もさせていただいて、方針のほうを提言させていただいたという経緯であります。その中において今後魅力あるまちづくりということで滑り台、ウォータースライダーですか、そういったものもやっぱり造っていこうと、橿原市の運動公園のようなあんなどでかいものは無理としても、やはりこの近辺を見た中、そういったものはありません。だから、聞きたいことのまず1点は、今整合性を求めているということをお聞きしましたが、だけど今部長がお答えになった内容っていうのは、これはもう10年前から、これ、分かっているわけじゃないですか。だから、今後このスポーツ公園をどのように生かしていくのかと、それは市長が進められるまちづくりにとっても大きな、いわゆる寄与する因子になってくるんじゃないかと、このように考えてるんですけど、その点についてお聞かせください。

○都市創造部長 今川田議員がおっしゃったように、このスポーツ公園を起爆としてまちづくりの魅力をつくっていくのが一番いいのかなというふうに考えております。その中で、スポーツ公園の今もともとある基本計画の中でいろんな施設を計画しておりましたが、年数もたった中で市民の方々の考え方も変わってきているのかなというふうにも考えておりますので、その内容につきましては改めて市民の方々のご意見も聞きながらどういったものを整備していくかというふうに考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 よく分かったような分からないような答弁なんですけども、これ、これから先も含めてこれだけ大きな事業っていうのは香芝市はなかなか難しいんじゃないかと、このように思っておるんです。たまたまって言ったらこれは失礼かもしれませんが、市長の公約と一致しているというところもあって、これを大いに生かしていく検討っていうのは十分にやっていく必要があると思うんですね。今部長がおっしゃったように今後市民の意見を聞いてそれをどんどん取り入れながら、やはり現状香芝市に住んでおられる方が優越感を持って、この香芝市に誇りを持って住んでいただけるといようなものが理想的なものです。それから考えると、今人口増加ということで市長は挙げられてますけど、これから人口が減少していく中において人口増というのは相当これ、非常に厳しい、難しい問題でもありますので、やはり慎重にそのあたりは様々な角度から検討をしていく必要があると思うんです。まず、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います、市長。

○市長 私の公約の中におきまして、選ばれるまちづくりという大きなところがございます。その公約とこのスポーツ公園整備事業、特に今進めております市民プールの整備事業に関してでございますが、これはもう既に、先般も起工式が終わってございまして、一定の工

事がもう既に進んでいるというところでございますが、私が考えておりますのは、箱物だけ造って、あまり魅力のないといいますか、中途半端なものを造っても、これは負の遺産として将来に残るだけになってしまうだろうというふうにも思っております。そういった意味におきましては、真に人々が集うようになるような施設を造っていかなければいけないというふうに思ってます。市民はもちろんのことでございますが、ほかの市外からも香芝市に遊びに来ていただけるような施設整備をしていかなければ人口増にはつながらないというふうにも思っておりますので、そういったところはしっかりと、既に工事が始まっておりますけれども、必要な見直しは加えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川田 裕 ありがとうございます。市長がおっしゃったとおりだと思うんですが、いろんな要因がありますよね、この検討会議の中においてもいろんな意見が交わし合わされた記憶しております。堀本さんもその検討委員会、会議ですか、入っておられまして、いろんな角度からやってまいりました。そのときは今後ニュータウンで人口増があったこの香芝市において今後オールドタウンに変化していくということで、ただし不動産関係のそういったコンサルなんかにお聞きしますと、人気のある町っていうのはそういった空き家が出てもすぐに転居者が入居するんだということなんですね。例えば私が住んでいる旭ヶ丘においても、当初は地獄のニュータウンと言われまして、区画整理事業の破綻からかなりの、これ、苦労をした中で、約150億円の債務を放棄いただきまして、それから回復してきたわけですが、そのときも一気に人口が増えて、今現在でも空きが出ればすぐに新しい転居者の方が入られてると、こういった状況なんです。それはやっぱりまちづくりなんですよ、小学校もある、中学校もある、保育所もある、幼稚園もあるということですね。病院もありますからね。だから、そういったまちづくりに関して人気のあるところは、やっぱりそういった現状になっていると。これから考えた場合、それは各ニュータウンとか各町にそういったものを整備していくっていうのは難しいですが、今後考える上においてやはり大きなそういったこのスポーツ公園、今回はプールですけども、こういったものが1つあるということで、やはりニュータウンの今後空きは絶対予想されますからそういった入居状況、これも変わってくるだろうと、このように見ておるわけですね。その点についての見解をお聞かせください。

○都市創造部長 おっしゃるように、周辺地区のニュータウンにおいては、現状では住民の半数程度が60歳以上となっているところがございます。魅力ある市民プールの建設により、選ばれる町としてファミリー世代や若者世代の流入が一定程度見込めるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 その一定程度見込まれるっていうのは何の分析によって言われてるんですか、それをお答えください。

○都市創造部長 すいません、現状分析はできておりませんが、魅力あるものがあれば人

は集まりやすいというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 分析もしないでそんな答弁したらおかしいじゃないですか、そうでしょ。いつもお聞きしてますけどそんなことを聞くために質問してるんじゃない嘛ので、きっちりとまちづくりを考えてるんであればそういった分析事項っていうのをやってるはずなんですよ。今までもこのプールの計画はやってきてるわけですから、それはやっぱりきっちりともう一回整理をしていただかないといけないと思ってます。

○都市創造部長 すいません、補足でもう少し。本市としては、単に箱物としての施設整備をするだけではなく、市周辺地域における都市計画による規制を緩和することで商業施設の誘致を図り、本市で消費していただくようなまちづくりを展開し、本事業と一体的な施策として経済効果が生み出せるように工夫してまいりたいというふうに考えております。地域に与える経済効果としては専門的な調査研究を行っておりませんが、そういった形でやっていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 一般的な回答なんですけど、じゃあ調査研究はこれからやっていかれるということですね、それでよろしいですね。

○都市創造部長 都市計画の変更も考えておりますんで、それも含めて調査研究させていただきます。

○川田 裕 そういう分析っていうのはいろんな手法が当然ありますが、経済効果的なものも当然にやっていきますよね、それをやっていかれるという解釈でよろしいんですね。また先に聞かないといけないでしょ、研究してるその状況を途中で教えてくださいと。それをお聞きします。

○市長 この市民プール整備事業に関しては、もう既に事業が開始されてございますので、その点に関しては種々の検討が加えられた上でもう事業が始まっているものと私は認識してございます。ですので、その事業に限りましての何か、市民プールの施設整備事業を実施するか否かという観点からの今後専門的なその経済効果という点に絞った調査研究を予定しているわけではございません。一方で、今本市全域についての都市計画の見直しというところは、今後検討を加えていく中で、どの地域でどのような人口動態になるかどうか、あるいは人口流入が図ることができるのかというようなところについては一定程度の分析は加えていきたいというふうに思っておりますが、現時点でどの程度の調査を加えるかというところは今後検討していくという段階でございます。

以上でございます。

○川田 裕 分析なくして具体的な決定事項っていうのは決めれないと思いますので、またそのあたりはよろしくお願ひしたいなと思います。

プールに関しまして、今現在もう施工されてるものなんだという答弁がありました。これ、2番の質問に行きますが、題名は「なぜウォータースライダーが消えたか」という題名

なんですけれども、市民プールの建設によりその来場者の推測統計、地域に与える経済効果、ニュータウン等の人口減少見通しなどの影響などの検討内容、検討されてると思いますので、これを詳細にお答えいただきたいと思います。

○都市創造部長 来場者につきましては、推測統計を用いた利用者数の算出はしておりません。本施設のプール利用者数算定に当たりましては、都市公園技術標準解説書に示されるプールの計画、設計のうちの需要予想を参考として、本施設計画を踏まえ、年間利用者数及び同時最大利用者数を算定しております。

人数的なものも言ったほうがいいですかね。年間利用者数ですけど、この施設規模からすると13万3,416人になっております。そこから入場者数を換算すると、約7万人から7万5,000人ぐらい通年で入場者数があるというふうに考えてございます。

それと、地域に与える経済効果という部分で、先ほどもお答えさせていただきましたけど、地域に与える経済効果としては専門的な調査研究は先ほども言ったように行っておりませんが、周辺地域のニュータウンにおいては現状では住民の半数程度が60歳以上となってきたところ、魅力ある市民プールの建設により選ばれる町としてファミリー世代や若者世代の流入が一定程度見込まれるものと考えております。本市としては、単に箱物としての施設整備をするだけではなく、周辺地域における都市計画による規制緩和をすることで商業施設の誘致を図り、本市で消費していただくようなまちづくりを展開し、本事業と一体的な施策として経済効果が生み出せるように工夫してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 今お答えいただいた入場者のこの換算に関する計算ですけど、これ、提供資料として、都市公園技術標準解説書っていうこの1枚、もうてるわけですが、年間利用者数の算定の方法を書いてあるわけですけど、これ、普通この計算でやらないでしょと思うんですね。これ、プール単体だけで何かこういう考え方ですよっていうのが示されてますけど、これ、見て驚いてるんですけど、香芝市さんってこういうもので分析してそれで物事を決定されてるんだと、こう思うわけですね。その点はいかがですか。

○都市創造部長 今おっしゃっていただいた都市公園技術標準解説書を基に算定させていただいております。

○川田 裕 これだけでほかの因子がないわけですか。普通だったら人口減少とか全部かみ合わせていって、そういったものがないと、これ、統計的に分析もできないんですよ。今推測統計っておっしゃいましたが、推測統計もなぜ取っていないのかということですね。それが、今後の人口の動態の推計も出てるわけですから、そういったものを加味した上で推測統計ができるんじゃないですか、組合せができるでしょ。それ、なぜやってないかということをお答えいただきたいと思います。

○副市長 議員お尋ね、確認させていただきたいんですけども、基本的に推計から規模を決めて入場者数を決めるべきじゃないのかっていうところのご質問でよかったんでしょう

か。

○川田 裕 先ほど市長のご答弁では、今後見直しも含め、そのあたりを今後検討していくんだということですよね。魅力あるまちづくりということをコンセプトにした場合、そういった推計統計がなかったらどうやって考えれるのかっていうところが不思議なんですよ。今なぜやってなかったかっていうことを聞いてましたけど、やってないものはやってないんで言い訳程度しかできないんですけど、要は今後まちづくりを、真剣に人口増となるようなね、まちづくりを進めていくにおいて今までのような香芝市の感覚でやっていればできるんですかということをお聞きしてるんですけどね。

○副市長 ご答弁申し上げます。

今回プールに関しましては、議員もご存じのとおり、建設できる区域というのが限定されてございます、全体ではなくって都市計画変更をした区域にしか建てることができませんでしたので、津本部長のほうからの答弁はその規模において逆算して入場者数がある程度推測させていただいたということでございます。今後都市計画の変更であったり将来的なまちづくりというところも踏まえて、将来的においては都市計画の見直しも踏まえて、人口流入も踏まえてスポーツ公園全体については議員おっしゃっていただいたようなところの推計等も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○川田 裕 人口流入、流入っておっしゃいます、そんな簡単なことではないので、だからそれをどのように本気で取り組んでいくかっていうことだと思うんですよ。この箱物を建てたらこれだけぐらい人が来るだろうとか、それはまちづくりと全然整合性を取ってないっていうことじゃないんですか。やっぱりそのあたりの分析をしていかないと、きっちりと分析をやって建てた箱物っていうのはやはりその後においても利用者数がかなり多いとかという、そういった実例がたくさんあるわけですよ。特に奈良県なんかでしたら、そういったものを全然やってなかったと。例えば天理市に造られた、箱物自体は別に反対云々を言ってるんじゃないんですが、そういった経済効果が幾らあるんだとかということで議論しましたが、だけどその算出方法を出していただいたら驚くようなずさんなものであったと。経済効果もこんなもので調べれるわけじゃないじゃないかということで、県は南都研究所のほうに経済効果算出をお願いしたんですよ。返ってきた内容、回答書が経済効果は算出できないという、吉本新喜劇みたいなことがあったわけですけども。だから、そういったこともきっちりやってるところはきっちりと、やっぱりその後の算定っていうのは大体推測統計の中に入ってたら当たってますんでね。だから、そこは十分にやっぱりやっていく必要があると思うんですね。だから、そこはまた感覚を変えてやっていただきたいなと思います。

2番目の質問で、これ、なぜウォーターライダーが消えたのかと。これ、当初の図面、鳥瞰図には書いてましたよね、滑り台が。それはなぜ消えたのかということを教えてください。

○都市創造部長 基本計画の部分であると思いますが、当初計画では屋内プールの施設規模が小さく、屋外プールを大きくしていましたが、現計画では運営事業者へのヒアリング等

を行った結果を反映し、屋内施設を充実させています。屋外プールについては、子供連れの家族をコンセプトにして対象を絞りました。そのため、ウォータースライダーの設置をするスペースがなくなったことによりウォータースライダーがなくなったという状況でございます。

以上でございます。

○川田 裕 これ、検討委員会のほうでもこの滑り台っていうのはメインだったんですよ、これは堀本さんもそこはよくご存じだと思うんですが。一つ思うのが、それはいろんな事情はあるでしょう、だけどそのときもまちづくりとか今後の利用いただける状況とか、いろんな推測も含めた中でそれはメインにしましょうと言うてたものが今の説明だけで消えてしまってるわけでしょ。だけど、こんだけ重要なものを担当レベルで、それ、やっていいのかと。そこ、疑問があるんですよ。だから、香芝市が今までの反省点として挙げるならば、理由は何でも言えると思うんですが、担当部局の感覚だけで全部変えてしまってるんじゃないですか。全部と言ってはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういったとこ、多々思えるところがありまして、こんな重要なことだったらもっと、資料かって、これ、取ったけど、ほとんどないでしょ、行政文書も。やっぱり説明をちゃんとできるような形とどれぐらいの範囲で検討されたのかということはやっぱり記録に残していただくということは、これ、重要なことじゃないかと思うんですけど、その点はいかがですか。

○都市創造部長 議会の皆様には、パース図を一度お配りさせていただいて、こういう状況というのはご説明させていただいたつもりになってたという部分がございます。そこについては、十分反省していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 意思決定過程をちゃんと明確にしていただけるようお願いしたいと、担当レベルでそれ、ころころ変えられてたら市長の意思もそこはどこまで入ってるのかというのが分かりませんのでね。今後人口増加を目指すまちづくりという公約を挙げていらっしゃるわけですから、やはり重要な要点だと思いますので、そこはよろしくお願いしたいなと思います。

3番目ですね。また、先ほどの答弁でも今後見直しも図りということで答弁がございました。じゃあ、3番目、滑り台の増設等についての見解、どのようなものをお持ちなのか。まず1点目、まず1つは、プールを造ることによってかなりの、その施設の人気度も変わってくると思うんですよ、まずそのあたりの見解からお聞かせください。

○都市創造部長 プール施設につきましては、今ベビープールなど小さい子供をメインとしたプールがございます。そこには、遊具のようなものがついたプールを今造らせていただく予定でございます。現状のプールとしてはそういう形のプールで、室内プールにつきましては25メートル、8レーンで、これは大会にも使えるような形で整備を考えております。

以上でございます。

○市長 ご質問の趣旨は、こういった滑り台等の遊具の有無であつたり規模に応じて、その

集客といいますか、そこに影響が大きくあるのではないかとこの質問だと思いますが、私もそのように思います。議員のご指摘のように、現状のパス図を見ますと、ベビープールを利用する世代はともかくといたしまして、ウォーターライダーとはいかないまでも小学生や中学生ぐらいまでの世代を対象にした何らかの遊具、滑り台等がない状態では集客力という点ではやはり疑問符がつかざるを得ないような印象も私も持っています。そういう意味では、この遊具の設置の有無というのは一担当レベルで決しているものではないというふうに私も思っています。そうですね、遊具については集客力に大きな影響があるというふうに思います。

以上でございます。

○川田 裕 そこは見解が同じだなということなんですが、今後それをやっぱり検討していくという解釈でよろしいですね。

○市長 そうですね、先ほども答弁いたしましたが、工事自体はもう既に着手しておりますので大きく変更するというのは難しい部分もございますが、先ほども私が申し上げましたとおり遊具等の設置の在り方というのは非常に重要だと思っております。今の現状の内容を分析しますと、駐車場または進入路の一部を計画変更して敷地を確保するなどした上で隣接するのり面を利用した滑り台の設置やエアタイプの滑り台の設置などができないかというところを検討するように担当部局に指示をしてみたいと思います。

以上でございます。

○川田 裕 ぜひよろしくお願いをいたします。お金の問題になったらまた財政的なものもありますけど、ここでもうあと僅か付け加えることによってその効果が何倍も変わるんであればそれは投資する価値があるわけですから、その点は市民さんもぜひとも子供たちもそういった遊具は望んでいると思いますので、ぜひともそこはお願いをしておきたいなと思います。

時間の関係、もうありませんので、この質問は終わります。

「児童相談所との連携の役割について」

○川田 裕 次に、児童相談所との連携の役割についてということでご質問をいたします。

るる原因のほうは質問書のほうに質問趣旨のほうは書いておきましたが、時間の関係、これ、一つ一つ読んでたら時間がありませんので、質問から入ります。

最近児童の虐待件数っていうのは、これ、大幅に伸びてきてるっていうのが今現状で、他の議員さんなんかも、そういったところ、ご指摘をされているのも何度も聞いております。これはこども家庭庁のほうからも数値が年々出てるわけですがけれども、これは速報値、昨年、4年度の速報値、5年度はまだ出てないんですかね、これでも21万9,170人ということで相当なこの虐待の相談を受けてそれに対応した件数ということで、急速に伸びているわけですね。これから鑑みますと、三橋市長が、これも所信表明であつたと思うんですが、こ

の児童虐待について対策について取り組むんだということでおっしゃってられました。

そこでまず1番、これ、奈良県の児童相談所、ありますね、そこいろんな協議をなさっているということで聞いているわけです、これは文書開示をかけたときに出てきた行政文書からそれを読み取れるわけですが。その点につきまして、奈良県の高田こども家庭センターとの協議において情報共有システム、市町村っていうのは、これ、相談業務ですよ、保護またはそういった措置についてはこれは県の児童相談所の担当であると、これは法律で示されていますので、その点につきまして協議した内容の問題点、それと協議した内容、これについてお示しをいただきたいと思います。

○福祉部長 お答えいたします。

これまで本市における対応といたしましては、虐待通告などにより本市が把握した事案のうち、緊急性が高い事案については奈良県の児童相談所に速やかに共有してまいりましたが、それ以外につきましては4か月に1度程度しか情報共有をすることができていなかったものがございます。市長の所信表明にもありましたように児童福祉法令等や児童虐待に係る対応全般について見直しを加えている途中ではございますが、その中で情報共有の在り方についても課題があることが明らかになってまいりました。香芝市といたしましては、緊急性が高い事案に限定することなく、明らかに虐待のおそれがないと言えない事案につきましては全件について奈良県の児童相談所と即時に情報を共有したい旨を打診するなどして、これまでに対面で2回、電話で4回、計6回にわたって協議を実施いたしましたが、予想に反して協議が難航したものでございます。

以上でございます。

○川田 裕 情報共有システムっていうのは、これ、厚生労働省が事前の初期段階からの相談とか、そういったものが、とか他市から転入、転出っていうものがありますから、全体のものをそのシステムに記録することによって共有できるというメリットを持って、これ、たしか令和2年、3年かな、から始められてるということであります。ただ、これは後でも申し上げますが、この不備、瑕疵っていうか、そういったものもたくさんあるわけですが、まずお聞きしたいのが、これは令和5年度6月に児童死亡事例検証報告書、これが奈良県・橿原市共同設置検証チームというものを設けられた中において、子供が死亡なされた大変な事故なんですけども、これが、中に奈良県高田こども家庭相談センターの問題点ということで、ここの答弁書が上がってるんですよ。この中を見てみると、ほとんど市町村との連携とか、あと県の人員不足とか専門家の不足とか、これ、る読んでたらかなりの時間が要るのであれなんですけど、かなり多くの指摘がなされていて、読んでみますと、これ、僕は県におったときも議論してるんですけど、何と驚くことに法律で規定された支援員が奈良県で14名も不足してたということが発覚してるわけですよ。人事当局に聞いても、なぜ採用すらしてないんだと言って、慌てて採用しましたが、それでも一気に14名集めるっていうのは大変なんですよ。だから、結局7名か8名ぐらいしか集まってない。でも、そのときの現状とほとんど変わってない現状なんですよ、これ。これは、非常に大きく危惧をしな

けりやいけない状態であると。

一言で言ってしまえば、県のその組織に、仕事の量、量は間違いなく増えてますので、仕事の量に対するものと、それと人員を配置するという、仕事の配分と行う能力との差が、これ、かなり空いてるっていうことが、これ、明確じゃないですか。それから鑑みますと、これ、打合せ記録っていうものを、これ、開示請求で取らせていただきましたが、これも驚くことに、そういった情報の共有をしてくれと香芝市が何度も何度も申し上げられてると、ところが相手方の担当、担当の方って言ったらええんかな、このこども家庭センターの方はそれをやると自分らの仕事が増えると言ってるんです、それを見ることもできない。ほんで、香芝市さんは、それは、いやいや、見てくれと、当然だろうと、いろんな情報共有をやっていくのは当然だろうと、軽微なことは除きましてね、当然だろうと、こうやってる。でも、やり取りの中で、いやいや、できないんだと、上に相談しなけりやいけないんだ、相談、じゃあ書き込んだら通知を出しますよって香芝市さんはおっしゃってるんですよ。その通知を送られたら困るって言ってるんですよ、この打合せ記録の中から見れば。その通知を受けたら回答しなけりやいけないのか法的確認も含めて報告を含めて上との協議になりますよとか言うてるんですよ。こんな行政は普通あるんですかね、驚いてるんですけどね、三橋市長も驚かれたと思いますが。こんなもの、通知して受理したらそれはもう受理しとるんですから、何の法的根拠が要るんですかね。意味が分からないですよ。だから、こういったことも含めて、まず香芝市さんの印象、協議をやられてみてその印象をお聞かせください。

○市長 今議員からご指摘をいただいたように、予想に反して香芝市からの提案に対して奈良県の児童相談所は非常に情報共有に後ろ向きでありまして、種々の弁を弄して情報共有をしたくないかのような回答をずっと行ってきたわけでございます。議員のご指摘もありましたように、橿原市で発生をいたしました児童虐待による死亡事例において第三者委員会からも奈良県と市町村との情報共有の重要性などが厳しく指摘をされているにもかかわらず、その報告書の指摘にもかかわらずいまだ奈良県は何かその重要性を踏まえずに、自分たちの仕事であるにもかかわらず仕事があると困るなというような非常に悠長なことをおっしゃってるんだなという印象を受けておりまして、子供の命を預かっている奈良県の機関がそのようなことでは許されないと私は思います。そういった印象を持っているところでございます。

○川田 裕 同じような僕も、この行政文書を見て、印象を受けてるんですけど、これ、子ども虐待対応の手引きってということで令和6年4月に、これ、改正をされております。その中において市町村との関係で児童相談所が果たすべき役割ということで、これ、明記されておりまして、これも部分的にちょっと抜粋して言いますが、市町村から情報の提供への対応、市区町村としての対応や判断に、これ、迷うことは当然あります、児童相談所に連絡をしたりとか今後連携を目的として市町村が事例の概要を連絡してくることがあると、児童相談所の一部には多忙その他の理由で十分な検討を行わないまま市区町村の判断をうのみにしたり市町村が対応するのであるから任せればよいとした結果、重大な問題が見過ごさ

れた事例も多くあるんだと、このように書かれてるんですね。これはあくまでも今後県が、県っていうか、県ですね、児童相談所が常に主体的に判断するようというところまで指摘されているわけです。だけど、情報の共有もせずに主体的な判断なんかできるわけがありません。その結果として、今回の通告書のほうにも、これ、グラフを貼っておきましたけども、ちょうど関西の、これ、政令指定都市は児童相談所を持っています、奈良県の場合も奈良市さんが令和2年、3年か、から児童相談所を始められておられますので、そういった数値を全部合算しまして県単位で数値を出してみたわけですが、これが相談を受けて検討もされて、そしてそれに対応するというシステム、ルートがあるわけですが、それから見ますと奈良県だけ、これ、著しくこの対応件数が少ないんですよ。これ、関西圏だけ、全国を出すのは面倒くさかったんで出しなんです。これを見て、この今の事例と、それと橿原市のこの報告書ですね、こういったものを見てたら全てがこれ、当てはまってくるという、そういった状態じゃないんですかね、そこについてどのように香芝市は見解をお持ちなのかお答えください。

○福祉部長 今お尋ねの件につきましては、奈良県のこども・女性局こども家庭課に問合せをさせていただきましたが、この件に関しては分析していないというご見解でございました。

以上でございます。

○川田 裕 分析してないでしょう、多分ね、分析したらこれは放置してるわけないですから。だから、そのあたりについて香芝市はどのような見解をお持ちなのかお答えください。

○福祉部長 香芝市におきましては、先ほどおっしゃっていただいた国の手引にもございますように児童相談所が常に主体的に判断するということが国からも指導されているということでございますので、本市といたしましては県の児童相談所に対しまして国の方針に基づいた適切な対応を取るように求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○川田 裕 そこはどんどん言っていってください。よろしくお願ひしたいと思います。

その即時共有を香芝市は求めておられたわけですが、それについての結論は導かれたのか、その点についてお答えください。

○福祉部長 現在の時点で最終的な回答は得られておりません。

以上でございます。

○川田 裕 これ、報告書の中にも、打合せ記録かな、これ、市長も協議されてるんですね、直接ね。そのあたり、市長、どこか結論は導けるような流れはあるわけですか。

○市長 そうですね、開示させていただいた打合せ記録にもございますように、児童相談所側は多忙であることを理由に全件共有を拒むかのような回答を繰り返されてきております。子ども虐待対応の手引きにありますように、今議員ご指摘の箇所についても私が直接児童相談所長に対しまして8月5日にその旨、指摘をさせていただいたわけですが、

大変驚くべきことに児童相談所長はこの子ども虐待対応の手引きの該当箇所もご存じなかったというような大変ゆゆしき事態でございました。8月5日に私、電話で協議をさせていただいたところでございますが、種々の弁を弄して情報共有を確実にするかしないかの曖昧な回答に終始したところでございまして、奈良県こども・女性局からの情報の即時共有については最終的な回答、結論は得られていない状況でございます。

以上でございます。

○川田 裕 回答されないというのも意味が分からないですけどね。だから、これは香芝市が今後求めていくしかない、待ってても多分変わらないと思います、今までの、何年もたって、これ、変わってないわけですから、現実ですね。橿原市で児童さんが亡くなったと、こういった報告書まで厳しく書かれている中においてもまだ何ら大きな変化を感じることができないというような状況ですから、やはりこれ、児童虐待、これ、非常に大切な問題でありますので、今後香芝市はこの問題について、情報共有システムですね、について香芝市は

いかに考えて今後いかに対応されていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長 香芝市といたしましては、全件について即時に情報共有システムに入力した上で必要があれば通知をするということで、確実な情報共有を図ることが当然であるというふうに考えておりまして、本来であれば児童虐待に対して主体的に対応すべき機関であって、本市としての積極的な取組は歓迎されてしかるべきものであると考えてございます。奈良県の児童相談所がいかなる根拠で情報の共有を拒んできたかということは分かりかねるところではございますが、先ほど申しましたように、本市といたしましては県の児童相談所に対しては国の方針に基づいた適切な対応を取るように求めてまいります。

以上でございます。

○川田 裕 よろしくをお願いします。これ、多分問題点は人員配置の問題なんですよ、県は。昔からこれ、変わってないと思います。だから、そこを改善していただかないと、向こうの児童相談所の職員さんもそれは少ない人数で大変な業務量を行っておられると思うんですけど、やはりその改善っていうのは必ず、対応件数と比例していかないといけないと思いますので、そのあたりもまたよろしく、協議のお願いをしたいなと思います。

ただ、1点、この情報共有システムっていうのは、これ、令和5年だったかな、野村総合研究所のほうがこの調査、国の補助金を用いたね、調査をやってますよね、今手元に資料はないんですが。ここでも大体75%ぐらいがこの記録自体に、システムにね、情報を書き込んだことがないんだとか、そういったことでまだちょっと広がりがよく見えていないというところもあります。システム上の問題点もいっぱいそれに指摘してありますので、またそこは学習していただければよいと思いますが。

最後に、我々も、議会としてもただこんなんをやれ、やれということだけじゃないので、要保護者等に関する情報共有システムの強化及び児童相談所への支援に関する要望書っていうのを、これ、奈良県の議長会のほうに、これ、上げようと思っております。当然に直接国のほうに持っていただいて厚生労働省のほうにも、厚生労働省はこういう要望書は絶対

喜ぶと思いますので、自分のとこのシステムを活性化しようという話ですから、そこはまたいろいろ連携しながら今後やっていきたいなど、このように考えております。

じゃあ、この問題については以上、終わります。

「市議会議員の不当要求等疑義について」

○川田 裕 次に、市議会議員の不当要求等の疑義についてということで、これ、文書質問をさせていただいてたわけですが、大体おおむね個別案件に当たるところは回答できないんだということなんですね。まず、1点お聞きしたいのが、個別案件っていうのは、行政をやったらほとんど個別案件が多いじゃないですか、だから個別案件ってどこまでが個別案件で、何が個別案件で何が個別案件じゃないのかというところからまずお聞きしたいと思います。

○市長 お答えさせていただいております個別事件の意味するところは、個別の刑事事件、あるいは訴訟事件、あるいは個人の被疑行為に関する事件、あるいはそれらに発展し得る事件のことを意味してございます。

以上でございます。

○川田 裕 公益的なものもあるわけですから、公益的なものについて回答を得られないということになれば何ら審議できないわけですよ、その点についてはいかがですか。

○副議長（中谷一輝） 再度、川田議員。

○川田 裕 またそれはまた別で回答をもらいます。

まず、時間がないのでもう次に行きますが、まず行政文書の開示をかけさせていただきましたら、ここでは名前を挙げておりませんが、議員の記録が残っていたということなんです。それ、行政文書なので、その行政文書からこの文書質問を作成したわけですけども、何が言いたいかっていいますと、行政文書に書かれているものについて、それ、公開してるわけでしょ、公開文書ですよ、それによって全部、聞き方にも、これは刑事訴訟、懲役何年になるんだって、そんなんは答えれるわけありませんのでそういうことは当然理解しとるわけですが、ただ行政としましてどういう対応をしていくのかとかどういう問題があるのかという検討っていうのは当然に、これ、あってしかりだと、このように思っておるんですね。

まず1件が、これ、委員会でもちょっとご指摘をいたしました、議員が税務課を訪れて、多分市民さんの苦情か、聞かれてきておられると思うんですけど、担当職員が2名、これ、協議してるわけですね。追徴課税があつて、これ、行政文書に書ける以上のことは書いてませんので、協議していると。これ、大体議員がそんな協議してええんかと、個別的案件だからお答えできないという回答だと思うんですけどね。

一般論でお聞きしますけれども、議員が委任状等も受けずにそういった代弁行為っていうのをしてよろしいんですか。答えられないですよ、市も。いかがですか。

○副市長 パワハラ等に関することだと考えてございますけれども、パワーハラスメントの該当性の認定についてはいろいろ複数の要素があるためにそういったところの部分としてはなかなかお答えしにくいところではございます。

以上でございます。

○川田 裕 いや、パワハラというか、これ、質問では不当要求等にしとるんですよ。だから、一般論で聞いているんです、一般論でね、一般論で。だって、そんなん、受け付けないでしょ、普通は。誰か議員が来ましたと、Aさんのことなんですよと、これ、どうなってるんだと代弁してそういうことを、何も答えられないでしょ、いかがですか。

○市長 お答えいたします。

一般的なこととして申し上げますけれども、第三者の課税に係る事項について、他人である市議会議員であつたりどなたかが来られたところで行政としては一切お答えすることはできません。

以上でございます。

○川田 裕 そうですよ。

もう一つ驚いたのが、これも行政文書に書いてあったんですが、簡単に要約して言えば税金を払うから謝ったってこれということで謝罪の要求をやっているんですよ。だから、税金を払ったら行政は、一般論でまたいきますけど、行政は全てにおいてそれは謝らないといけないんですか。大体そういう要求っていうのは不当要求に該当するんじゃないですか。これ、一般論で聞きますけど、そういう謝罪を要求されること自体いかがなんですか。

○企画部長 一般論的なところでありますと、我々としましては業務上のミス、課税誤りに対しましては丁寧に謝罪をしているところであると思っておりますので、それ以上のおわびを要求されるということにつきましては対応できないものであるかというふうには理解しております。

○川田 裕 当然ですよ。だから、これは今ここでも議論しても結論を導けるものじゃないと思っておりますので、政治倫理条例に調査依頼をしなければならないということもありますのでその辺はまたこちらが検討したいと、このように思っております。要は、こういった議員に関しての記録が残されていたっていうことは、これ、非常に素晴らしいことだなと思っております。いろいろ大丈夫だろう、分からないだろうと思ってやっている部分もあるんかもしれませんが、パワハラ定義にしても、義務のないことをやれとか、それ、やる必要のないことを強要されるということなんか絶対あり得ないわけですから、そのあたりは厳格にお願いをしたいなと。

もう一個、これも文書質問の香芝市議会議員のパワハラ行為等(2)というやつね、これもホームページに出てますのでまたゆっくり読んでいただければいいんですが。これはるる多過ぎてこの残りの時間で全部言うことはできないと思うんですが、要約してまとめますと職員に対して、いわゆる有害保護、何かあるじゃないですか、イノシシとかあいつたもの、そういったもの、猟友会さんなんかがよくわなをかけられてそれをたたきに行かれたり

とかしてるということなんですね。それを、わなにかかってくるたら職員でたたきに行けばよ
いって言って、これ、強要か何か分かりませんが、こんな、職員は免許を持ってないです
やん。狩猟免許を持ってないでしょ。そんな、免許を持ってない者にそれをたたきに行け
って言うてるんですよ。これ、駄目でしょ、絶対。じゃあ、狩猟免許っていうのは職員さん
は持っておられるのか、そこだけお答えください。

○市民環境部長 職員は、狩猟免許は持ってございません。

以上です。

○川田 裕 ということは、義務のないことを、これ、強要されてるんですよ。強要って
いうか、言われてるんですよ、ということの解釈になるんですよ。

また別のことで、これ、何か情報公開をかけられたみたいなんですよ、その議員さんがね。
ところが、開示請求した行政文書に、当然個人情報が入ってたなら黒塗りになりますよね、そ
こはね。それをできない旨を行政の職員さんは、これ、説明してるんですけど、そんなんは
おかしいやろと、それやったらどうやって分ける、分けるっていうのは、これ、謝礼金のこ
となんです。これ、謝礼金って個人のことでしょ、まして。個人のことでこれ、どうやっ
てって言って、これ、行政文書には恫喝って書いてあるわけですけど、その一言を取ってど
うかっていうのは答えられないと思うんですが。だけど、これ、開示請求したら、情報公開
審査会に異議申立てするんだったら分かりますが、これ、職員は直接こんなことをどんでん
言われてるわけですよ。

これも一般論で聞きますけど、開示されることがないのは分かっているんですが、そんな義
務のないことを言われてるっていうことですね、これは。いかがですか。

○総務部長 今情報公開の関係でございましたので、私のほうから一般論でお答えさせて
もらいます。

基本的に何人も情報公開申請することができます。原則開示というところでございます
けれども、やはりその中には不開示にしてしかるべき情報というのがございます、不開示カ
テゴリというのが何項目かございますので。その項目に該当するものについては当然マ
スキングして出ささせていただくということでございますので、それについて開示せよと言
われたら我々はできない、もう決定したものでございます。ただ、それにつきましては、
今川田議員も言われましたように行政救済というのがございまして、しっかりと教示させ
ていただいておりますので、不服審査会のほうに審査請求していただくということ
をお勧めすべきというふうに考えます。

以上です。

○川田 裕 それも1回や2回じゃないんですよ。これ、何回も言ってるんですよ。ほんで、
これ、農政土木課において、カウンター内に無断で立ち入って職員の自席まで来たと。職員
に対して、対策猟友会の個人の方だと思うんですが、その人を名指ししてその者を辞めさせ
ろと言ってるんですよ。任意団体のメンバーさんのその人を、関係ない団体を辞めさせる、
そんな権限は市にあるわけがないから職員はそんな権限はございませんと、こう答えてる

わけですけど。大丈夫ですか、これ。じゃあ、PTAの会長さんを辞めさせろって言うてん
のと同じことですよ。これも今法的確認してるんでね。

それとか、また3年分の見回り等の出動記録を求めとるんですよ。職員さんはできない、
そんなんはできないですからね。じゃあ、謝礼を個人に払えとかね、これも全部行政文書以
上のことは書いてませんから。3月議会で徹底していくからなと言って、これも恫喝って書
いてあるんですけど。津本の出世を止めたるからなと言ってんですよ、部長はもう出世
をされてますけど。こんなもんはあかんでしょ、津本の出世を止めたるからなと言ってん
ですよ。こんなんは駄目ですよ。行政文書に書いてあるんですよ。

猟友会のことに対して、これはちょっと細かいので、これも職員さんに対して予算委員会
で徹底していったるからなって、これも恫喝って書いてあるんです。

だから、これ、要約、時間がありませんのでまとめますと、これは義務のないこと、そし
て議員としてやっていいこと、個人のことで、そして許可関係も言ってます、これ。許可を与
えろみたいなことも言ってます。だから、これは完全にアウトだと思うんですけど、そのあ
たりは、これも政治倫理委員会に調査依頼を求めているかなければいけないんじゃないかな
と、現在検討中でありますのでお伝えをしておきます。

残り1分、これ、ついでやから聞いときますけど、教育委員会に聞きたいんですが、これ、
この間学校に無断で参観したという通告書が発出されてたんですよ、教育委員会からね。そ
れに対して文書質問してるわけですけど、権限関係についてお聞きしただけなんですけど
ね。これ、香芝市の香、生活の生、教育の教、第100号の回答書ですね、これ、文面を指定
しておきます。この中に、通告書が発出されて、第10号に付された、第10号っていうのは議
題のことですよ、第10号に付された通告書に記される事象の内容について詳細に示され
たいと書いてたら、これも個別事案については回答を差し控えるって書いてあるんですよ。
これって特別委員会で教育委員会さんが答弁もされてたし、そのことですよ、これ、い
かがですか。

○教育部長 ご質問いただいた内容はその内容でございました。

以上です。

○川田 裕 これ、議事録にも全部もう載ってるわけですよ。同じことを聞いているわけす
けど、あのときに僕は発言してないから聞いてたわけですけど、それを個別的案件、回答を
差し控える、こんなんはあり得ないでしょ、公文書にまで載ってるのにね。だから、その点
について、今後二度とこういうことはやめてください。ちゃんと公になってる問題を、委員
会でもそれを審議してて、その方の違法がどうのこうのとか、そんなことは一切審議してな
いわけですから。だから、その内容を聞いているわけでありまして、事案のね。ということであ
りますので、それを最後に言って、質問のほうを終わりたいと思います。